

富柔整全4第37号
令和5年3月15日

会 員 各 位

公益社団法人富山県柔道整復師会
会 長 吉 村 英 男

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた 業種別ガイドラインの見直しについて

啓蟄の候、会員各位には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年2月10日付で新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」が示され、令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。

これを受け、公益社団法人日本柔道整復師会より「柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を見直した旨の連絡がありましたので、ご案内します。

施術所においては

- ① 患者さんに対して、施術を受ける場合にマスクの着用するように求めますが、着用を強制してはならないことを原則とする。
- ② 施術所の職員に対しては、マスクの着用を推奨する。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への位置づけ以降は、本業種別ガイドラインは廃止されます。

「柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」全文は（公社）日本柔道整復師会のホームページで確認できます。

[317d72faabebf430daf7c08e201ccdcd.pdf \(shadan-nissei.or.jp\)](https://www.shadan-nissei.or.jp/317d72faabebf430daf7c08e201ccdcd.pdf)